

7月号



国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 令和7年7月1日

～令和7年度の国民健康保険税について～

【7月中旬に令和7年度国民健康保険税納税通知書を発送します。】
発送しても何らかの事情により配達できず、返送されてくる場合があります。
7月20日を過ぎても保険税の納税通知書が届かない人はご連絡ください。



国民健康保険税の算出方法

世帯内の国民健康保険加入者（0歳～75歳未満）について、1人ずつ医療給付費分・後期高齢者支援金分の所得割額・均等割額を計算し、その合計額に医療給付費分・後期高齢者支援金分の平等割額を加えた額がその世帯の保険税額となります。なお世帯内に40歳以上65歳未満の加入者がいる場合、その人の介護納付金分として所得割額・均等割額が加算されます。

※年度の途中で75歳になられる人の保険税は、月割りで計算しています。なお、75歳になられてからの保険料については、別途後期高齢者医療保険から通知されます。

令和7年度 税率表

*前年中の所得を基準としています。

区分	医療給付費分(すべての人)	後期高齢者支援金分(すべての人)	介護納付金分(40歳～64歳の人)
所得割額	(*所得一基礎控除43万円) × 7.64%	(*所得一基礎控除43万円) × 3.27%	(*所得一基礎控除43万円) × 3.03%
均等割額	1人あたり27,600円	1人あたり11,500円	1人あたり16,900円
平等割額	1世帯20,000円	1世帯8,400円	—
課税限度額	65万円	24万円	17万円

保険税軽減基準が変わります

国民健康保険税の均等割額と平等割額が所得に応じて軽減される措置について、軽減判定所得の改正が行われました。同じ世帯の被保険者※1及び世帯主の総所得金額等の合計額が次の所得の基準を満たす場合に軽減されます。

令和6年度		令和7年度～
7割軽減	基礎控除額(43万円) + 10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下	基礎控除額(43万円) + 10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下
5割軽減	基礎控除額(43万円) + (29.5万円×被保険者数) + 10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下	基礎控除額(43万円) + (30.5万円×被保険者数) + 10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下
2割軽減	基礎控除額(43万円) + (54.5万円×被保険者数) + 10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下	基礎控除額(43万円) + (56万円×被保険者数) + 10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下

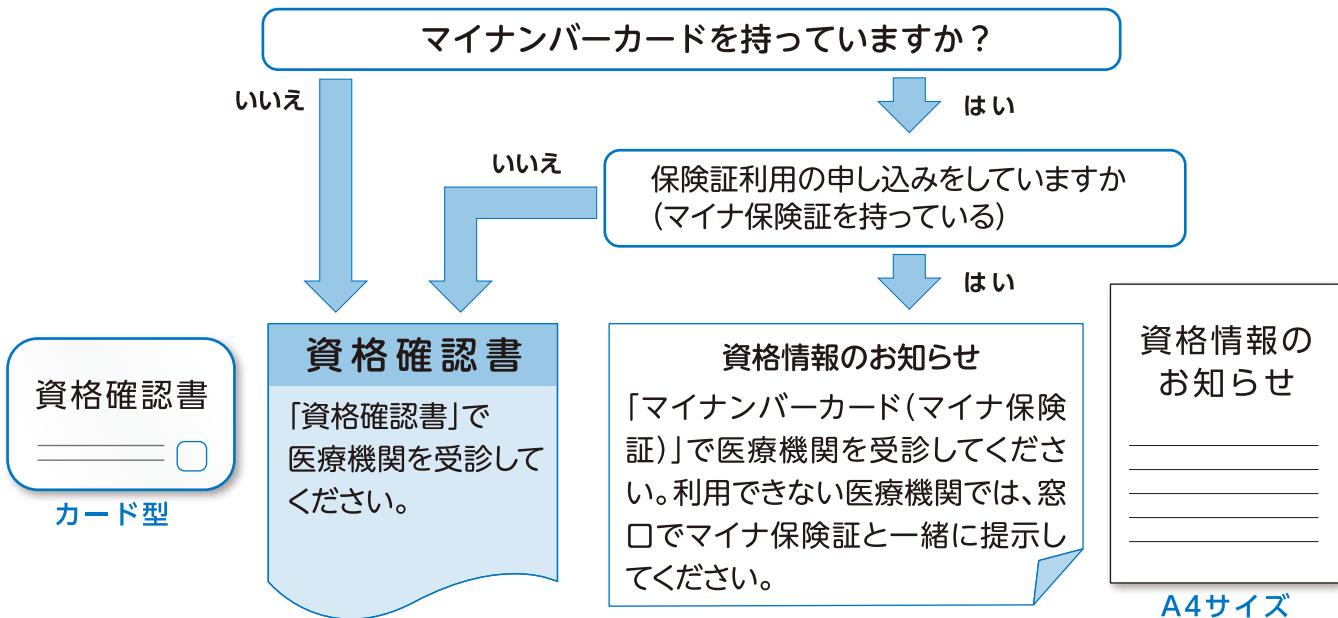
※1 被保険者には、同一世帯で国保から後期高齢者医療保険に移行した人も含む。

※2 給与所得者等は、55万円を超える給与収入（専従者給与は除く）金額、65歳未満で60万円を超える年金収入金額、または、65歳以上で125万円を超える年金収入金額を有する人を指します。

保険税の納付が困難なときは、お早めにご相談ください。

やむを得ない事情により保険税の納付が困難な場合には、分割納付などの相談をお受けします。
滞納のままにせず、お早めに担当窓口までお越しください。

「資格確認書」「資格情報のお知らせ」を発送します



「資格確認書」の郵送方法が変わります!

●資格確認書…特定記録郵便(茶色の封筒でお送りします)

これまで被保険者証は、配達員から直接お受け取りいただく「簡易書留」で郵送しておりましたが、日中ご不在の方の事情を考慮して、令和7年度一括更新分から、「特定記録郵便」に変更して、資格確認書を郵送します。

特定記録郵便は、配達の際にご自宅の郵便ポストに投函されます。配達時に不在でも受け取ることができ、郵便物の配達状況が郵便局に記録されます。

●資格情報のお知らせ…普通郵便(ピンク色の封筒でお送りします)

限度額適用認定証の交付申請について

マイナ保険証(利用登録をしたマイナンバーカード)を持っていますか?

はい

いいえ

はい

70~74歳の人で現役並所得者Ⅲまたは一般の区分に該当しますか?

いいえ

交付申請は不要です

交付申請の対象です



令和7年8月1日以降も
認定証が必要なときは
交付申請が必要です。

※保険税を完納している75歳未満の国民健康保険の加入者であることが条件です。

申請先 市役所 保険年金課給付係（1階②3窓口）

※マイナ保険証・限度額適用認定証を使わなかった場合、高額療養費の支給申請が必要です。該当の方には申請書をお送りします。

自己負担限度額(月額)は市ホームページまたはパンフレット「やまとこおりやまの国民健康保険」よりご確認ください。

https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/hoken_nenkin/2/seido/kougaikuryouyou/7007.html



【国民健康保険だより6月号 訂正のお詫び】

4ページ目の内容に訂正がありました。
つきましては、下記の通り訂正をさせて
いただきます。

ご迷惑をおかけいたしましたことを、
深くお詫び申し上げます。

特定健診検査項目 基本項目の3行目
(誤) 肝機能:GPT・GPT・ γ ・GTP
(正) 肝機能:GOT・GPT・ γ -GTP